

地域団体商標制度の紹介

1. 商標権とは

商標は、私たちが商品を買ったりサービスを利用したりするときに目印としている、企業のマークや商品等の名前です。そして、商標に信用が積み重なることによって、「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージが増していきます。ところが、このような商標を使った偽物の粗悪品が市場に出回ってしまうと、ブランドイメージの低下にもつながります。

そこで、商標を財産として守るために、商標登録することによって知的財産としての権利を取得することができます。こうして得た権利のことを「商標権」といいます。

2. 商標権を取得すると、どんな良いことがあるのか

商標権を取得するためには、特許庁に出願することが必要です。出願すると、特許庁の審査官が、商標登録できるかどうかを審査して、登録できると判断した場合は、登録料の納付により商標権を取得することができます。

商標権を取得すると、登録した商標を日本全国（外国には及びません。）で独占的に使えるようになり、他人がその登録商標と同じ商標や似ている商標を使うことが禁止されます。

したがって、商標登録することにより、自己の商標を安心して使用できることから、大々的にブランド展開を図り、信用と評判を獲得することもできます。さらに、偽物を排除する際にも効力を発揮します。

3. 地域団体商標とは

地域の事業者が協力して、地域特産の農作物などにブランド（例えば、「東京りんご」など）を付けて生産、販売などを行う場合、他人に勝手に使用されるのを防ぐために、商標権を取得することが有効です。

しかし、「東京りんご」というネーミングは、地域名（東京）と商品名（りんご）を合わせただけの単純なネーミングなので、通常の商標としては商標権を取得することは困難です。

そこで、このような「地域名+商品・役務名」の文字から構成される商標でも、一定の条件を満たせば商標登録できるようにしました。この商標を「地域団体商標」といいます。

地域団体商標制度は、平成18年から導入され、こうした地域ブランドを商標権としてより早くより適切に保護することを可能としました。平成26年8月1日からは、事業協同組合に加え、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人（NPO法人）並びにこれらに相当する外国の法人も、地域団体商標の出願をすることができるようになりました。

(1) 出願できるのは次の法人です

- ①地域の事業協同組合、農業協同組合等の組合
- ②商工会、商工会議所
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）

※これらに相当する外国の法人も含まれます。

(2) 登録されるためには、次の条件があります

- ①上記の団体がその構成員に使用させる商標であること
- ②原則として「地域名+商品・役務名」の文字から成る商標であること
- ③その商標を、商標中の地域と密接に関連している商品などに使っていること
- ④一定の地理的範囲である程度有名になっていること

地域団体商標の商標権を取得すれば、自らの努力によって有名にし、信用を蓄積してきた地域ブランドを安心して使用することができます。また、他人の便乗使用を禁止することができます。

これによって、権利者が地域ブランドを自ら守り、育てていくことができますので、この制度は地域産業の活性化や地域おこしに大変有効な制度といえます。

「役務（えきむ）」とは、他人のために行う労務やサービスのことをいいます。

4. 通常の商標とはどう違うのか

(1) 譲渡ができません

通常の商標権は、他人に譲渡できますが、地域団体商標の場合、その商標権を譲渡することはできません。それは、限られた団体しか権利者にはなれませんので、登録が認められた権利者以外の者に譲渡されてしまうのは、制度の趣旨に反するからです。

ただし、合併等の一般承継の場合を除きます。(商標法第 24 条の 2)

(2) 専用使用権の設定ができません

地域団体商標の権利者の構成員は、特別に通常使用権(権利者の許諾のもとに商標を使用できる権利)を設定しなくても商標を使用することができます。

また、ブランドを育成する事業に参加する企業や自治体等にその地域団体商標の使用を認める通常使用権を設定することもできます。ただし、登録された地域団体商標について、専用使用権(特定の者のみが商標を使用できる権利)を設定することはできません。もし、専用使用権を設定できるとすると、専用使用権者以外の者が商標を使用できなくなり、本来、地域団体商標を使用していただきたい生産者等の使用が制限されてしまうからです。

また、譲渡を認めたのと同じ効果が生じることとなりますので、これを認めないこととしました。

(3) 従前から商標を使用している者は、引き続き使い続けることができます

「東京りんご」のような「地域名+商品名」からなる商標は、本来、特定の者が独占することになじまず、商品の品質表示として自由に使用できましたので、ずっと以前から団体に属さずに商標を使用している者が存在する場合があります。

このように、地域団体商標が出願される前から不正競争の目的なく継続して使用をしている者については、地域団体商標の権利が及ばず、引き続き使用することができます。これを先使用権といいます(商標法第 32 条の 2 第 1 項)。

5. 登録商標の活用

(1) 第三者の排除 ➡ 差止請求、損害賠償請求等

地域団体商標の権利者は、商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、

- ①使用の差し止め請求（商標法第 36 条）
- ②商標が付された商品の廃棄、製造設備の除去等の請求（商標法第 36 条）
- ③損害賠償請求（民法第 709 条）

をすることができます。

適切な権利行使によって、偽物の排除や商標の侵害に対する対応が可能となります。

(2) 品質の管理 ➡ 商標の使用運用基準の策定等

地域団体商標を活用し、ブランド価値を高め、育成していくには、商標が使用されている商品（役務）の品質を確保していくことも重要です。

団体（又はその構成員）自らが、粗悪なものを需要者に提供しては、ブランドの信用はただちに失墜してしまいます。

また、地域団体商標が登録されると団体の構成員は、指定商品（指定役務）について登録商標を使用することができますが、団体が登録商標を使用できる商品（役務）の品質等の基準を内部規定として設ける等して、その品質の条件に合う商品（役務）にだけ登録商標が使用されるように徹底すること等の対策を採ることで信用の維持・向上にもつながります。

<参考>

1. 出願手続

詳しい出願手続や書類の作成方法等は特許庁ホームページをご覧ください。

特許庁ホームページ「出願の手続」

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/syutugan_tetuzuki.htm

2. 商標登録出願の流れ

①出 願

出願書類を特許庁へ提出します。（書類の様式は予め決められています）。

⇒特許庁の出願窓口に直接持参するか、郵送により提出します。（パソコンから出願することも可能ですが、別途電子出願の手続が必要です。）

②公 開

公開公報で出願の内容が公開されます。（インターネットでも見ることができるので、今までにどんな出願がされているのかを調べることができます。）

③審 査

審査官が登録できるか否かを審査します。

④登録査定

登録できると判断された場合には登録の通知（登録査定）が送られます。

⑤登録料納付

出願人が登録料を支払うと商標権を取得することができます。

（※）登録できないと判断された場合には、拒絶理由通知という通知が送られますが、その拒絶理由は補正等により解消できる場合もあります。しかし、解消できないときは拒絶査定となります（不服があれば、審判を請求することができます。）。